

令和2年度「受動喫煙に関するアンケート」 集計結果の活用状況

アンケートテーマの担当部署が、アンケート結果をどのように受け止めたのか、事業にどのように活用しているのかなど、集計結果の活用状況をご紹介します。

1 アンケート結果の事業等への活用状況

健康増進法の改正内容のうち、Q10の回答から「学校などでは原則敷地内禁煙」や「飲食店などの施設では原則屋内禁煙」については認知度が高かった一方で、「周囲の人にタバコの煙を吸わせないようにする（特に子どもや患者）配慮義務」や「20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止」については、認知度が低かったことから、特に子どもを受動喫煙から守るという観点から受動喫煙防止に関する周知啓発を継続して行っています。

2 アンケートを実施した感想

改正健康増進法では、飲食店などで喫煙室を設けた場合や店内が喫煙可能な店舗の場合は、利用者の望まない受動喫煙を防ぐため、その旨を表示した標識を掲示することになっています。Q12の「その標識を参考にしてお店を選んでいきますか。」の質問に対し、「そもそも標識を見たことがない」と回答した方が38.9%（467人）と多かったことから、標識の掲示を徹底するために、提示状況の調査を行い、巡回指導を強化して行う必要があるとわかりました。

3 担当部署のeアンケートメンバーへのメッセージ

この度は、アンケートにご協力いただきありがとうございました。

本市では、受動喫煙防止に関して、法の規定に加え、特に子どもの健康を守ることを目的とした取組を進めています。市民向けリーフレットやポスターの作成、ホームページへの掲載に加え、子どもが多く利用する施設にポスター看板を設置するなど、様々な周知・啓発を行っています。引き続き、本市の受動喫煙防止に関する取組、特に子どもを受動喫煙から守る取組について、ご理解とご協力をお願いいたします。

担当：健康福祉局保健事業課

ヨコハマ e アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。